5．設置及び撤去について

（1）令和8年4月1日までには指定場所への機器の設置を完了し、本稼働できるようにすること。その際、学校に支障のないよう行うこと。ただし、回線切替が完了するまでは現回線を使用する。

（2）設置時に既存の配線を使用できるが、配線の劣化等がある場合は取替をする。

（3）機器設置・設定、機器の修繕（甲の責による場合を除く）、機器取替、機器撤去、取扱説明に要する費用は全て落札業者の負担とする。

6．電話機能及び設定について

（1）納入する機器は、全て未使用、新品であり、かつ日本語文字表示の日本製であること。

（2）乙は、甲と調整のうえ、各電話機器の設定・登録を行うこと。また、単独電話機の数量内であれば、設置場所への移動はできるものとする。

（3）設置場所及び内線・外線短縮番号・発信規制等は、基本現状の仕様とし、学校の指示に基づき設定すること。また、学校が指定した時間に着信鳴動させ、時間外は音声メッセージを流す設定をすること。

（4）全ての電話機に校内放送の設定をすること。

（5）着信の際、呼び出し音の前に学校が指定する自動応答メッセージを流す設定をすること。

（6）携帯電話向け発信時に、自動的に電話料金が安くなるようにダイヤル設定を行うこと。

（7）多機能電話機は、着信時に国内固定電話、国際電話および携帯電話番号等の表示が可能であること。また、着信履歴機能、発信履歴機能、通話録音機能、留守電機能付きとする。

（8）機器の契約期間中の設定変更、ダイヤル設定、データ変更等は学校の指示に従う。

7．その他対応について

（1）障害発生時に際しては、適切なる処置をとり、通信に支障をきたさず、かつ速やかに復旧させること。際にかかる交換部品等の費用は業者負担とすること。

（2）機器の点検の際は、必ず身分を証明する証票を携行し呈示すること。

（3）緊急時に対応できるよう、緊急時の連絡先、緊急連絡方法を書面にて提出すること。

8．協議事項

上記に定めていない事項や変更がある場合は必要に応じて双方協議して決定するものとする。

9．使用回線番号　　電話 098-885-0028 ・ 098-885-0029

FAX 098-884-3442

10．設置場所及び設置台数　別紙1、2参照